

九州大学実験生物環境制御センター実験施設・設備利用規程

平成22年度九大規程第142号
施行：平成23年4月1日
最終改正：令和6年4月9日
(令和6年度九大規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学内共同教育研究センター規則（平成26年度九大規則第92号）第9条第2項の規定に基づき、九州大学実験生物環境制御センター（以下「センター」という。）に置く実験施設（以下「施設」という。）及び実験設備（以下「設備」という。）並びにセンターにおける動物の飼育管理の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(部門)

第2条 対象となる施設及び設備を管理する部門は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 制御環境利用部門
- (2) 動物実験利用部門

(施設及び設備の利用)

第3条 施設及び設備の利用を希望する者は、所定の申込書によりセンターの長に申請し、その許可を得なければならない。

第4条 前条の許可を得た者は、別表に掲げる利用料（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）を、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 既納の利用料は、原則として還付しない。

(動物の飼育管理)

第5条 動物の飼育管理を委託しようとする者は、所定の申込書によりセンターの長に申請し、その承諾を得なければならない。

第6条 前条の承認を得た者は、別表に掲げる利用料（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）を、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 既納の利用料は、原則として還付しない。

(利用者の義務)

第7条 センターの利用者（以下「利用者」という。）は、センターの職員の指示に従い、善良な管理者の注意をもって施設及び設備を利用しなければならない。

(損害賠償)

第8条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、施設、設備及び備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、施設及び設備の利用並びに動物の飼育管理に関し必要な事項は、センターの長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第112号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第124号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第101号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第189号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第92号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第149号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第137号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第52号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第135号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第63号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第10号）

1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

2 この規程による改正前の九州大学実験生物環境制御センター実験施設・設備利用規程に基づき利用を開始し当該利用期間の終期が施行日以降となっている者の当該利用期間における利用料については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和5年8月1日から施行する。

2 この規程による改正前の九州大学実験生物環境制御センター実験施設・設備利用規程に基づき利用を開始し当該利用期間の終期が施行日以降となっている者の当該利用期間における利用料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年度九大規程第1号）

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第4条第1項及び第6条第1項関係）

1. 制御環境利用部門にかかる施設利用料

（消費税込み）

区分	料金	備考
ガラス室	月額 7,200円	1台当たり
高天井ガラス室	月額 9,200円	1台当たり
植物防疫法対応ガラス室	月額 246,000円	1室当たり
昆虫飼育室	月額 8,100円	1区画当たり
人工光グロースキャビネット室	月額 63,000円	1室当たり
高輝度人工光恒温室	月額 19,000円	1台当たり
人工光恒温室（*）	月額 13,000円	1区画当たり
実験室(24㎡)（*）	月額 20,000円	1室当たり
実験室(25㎡)（*）	月額 21,000円	1室当たり
実験室(23.63㎡)（*）	月額 20,000円	1室当たり
実験室(29㎡)（*）	月額 25,000円	1室当たり
安全キャビネット区画（*）	月額 420円	1区画当たり
特定網室（*）	月額 3,600円	1室当たり
低温実験室	日額 310円	1室当たり

*次に掲げる区分については、上記に定めるほか、それぞれ以下に定める料金を実費徴収する。

人工光恒温室：水道料及び機器を持ち込んで利用する場合はその機器にかかる電気料

実験室及び特定網室：電気料及び水道料

安全キャビネット区画：電気料

2. 制御環境利用部門にかかる設備利用料

（消費税込み）

区分	料金（時間）	備考
オートクレーブ（小型）	40円	1台当たり
オートクレーブ（大型）	1,100円	1台当たり

3. 動物施設利用部門にかかる施設利用料

(1) 基本料

（消費税込み）

区分	料金	備考
消毒依頼料	過酸化水素ガス 4,600円	1回当たり

	二酸化塩素	1,300円	1回当たり
	次亜塩素酸	1,100円	1回当たり
	70%エタノール	1,400円	1回当たり
	高圧蒸気滅菌	3,900円	1回当たり
施設使用料（洗濯料）		90円	1人につき入室1回当たり

(2) 飼育管理料 (消費税込み)

動物種（1頭）	飼育管理料（1日当たり）				
	飼料費	管理費	床敷費	汚物処分費	合計
マウス（3階）	4.2円	8.8円	1.9円	0.9円	15.8円
マウス（2階）	4.2円	5.6円	1.9円	0.9円	12.6円
ラット	8.9円	18.2円	3.8円	1.7円	32.6円

(3) 附帯施設使用料等 (消費税込み)

区分	料金	備考
アイソレータ使用料（マウスのみ）	600円	1日につき1ケージ当たり
P2感染動物実験・飼育室使用料（24㎡）	6,300円	1週間当たり
P2感染動物実験・飼育室使用料（39㎡）	11,000円	1週間当たり

(4) 遺伝子改変マウスの繁殖及び個体識別料等 (消費税込み)

作業項目	料金	備考
交配	190円	1ペア
離乳	280円	1ペア
ID付与・登録	90円	出生1個体当たり
ID個体識別（尾端採取含む）	120円	出生1個体当たり
安楽死	110円	
動物の移動・搬出	180円	